

# WIPO 国際出願制度

実務アドバイス

～よくあるお問い合わせから～

WIPO 日本事務所



マドリッド制度における名義人の変更手続きについて教えてください。

マドリッド制度では、国際登録後の各種変更をWIPO国際事務局に一つの手続きで申請できます。

今回は、名義人の変更手続きについてよくいただくお問い合わせをご紹介します。

## 1. 手続きおよび様式の作成方法は？

WIPOが公表している「マドリッド制度の更なる活用に向けて」\*の「名義人の変更の記録の請求書 様式MM5」をご参照ください。

## 2. 名義人の変更手続きを行うための様式MM5の提出先はどこですか？ また、譲渡人、譲受人どちらも手続きは可能ですか？

国際事務局へ直接または名義人の締約国の官庁（日本特許庁）経由で提出します。日本特許庁経由で国際事務局へ手続きできるのは、名義人（譲渡人）または譲受人が日本国民か、日本に住所・居所（法人は営業所）を有する場合です。

なお、日本特許庁を通じて行う場合には英語のみ、直接国際事務局へ提出する場合には、英語、仏語またはスペイン語が使用できます。

## 3. 譲受人が代理人を選任する方法を教えてください。

譲受人が代理人を選任するときは、様式MM5の第5欄に記載してください。なお、譲受人が譲渡人と同じ代理人を選任する場合にも、当該欄の記載は必要です。

## 4. 一つの様式MM5の手続きで複数の国際登録の名義変更手続きはできますか？

できます。1通の様式MM5で、次の条件を満たす複数の国際登録について名義人の変更の記録を請求することができます。ただし、手数料は1登録につき177スイスフランとなり、別々に提出する場合と変わりがありません。

- ① 同じ譲渡人（名義人）と譲受人（新名義人）による変更であり、かつ
- ② 各登録において、変更内容が、全ての指定締約国および全ての商品および役務に適用するものである場合

上記の条件を満たさない名義人の変更手続きは、国際登録の数に応じて様式MM5を複数枚使用する必要があります。

## 5. 譲渡契約書等の添付は必要ですか？

登録名義人の署名がある場合には、不要です。

## 6. 名義人の死亡・合併による消滅等によって様式MM5の第8欄の署名ができないときはどうすればいいですか？

名義人の署名を求めることが困難な場合には、第8欄は空欄とし、別途、日本特許庁に対して、証拠書類を提出してください。事実確認ができれば、第9欄に本国官庁の署名をして国際事務局に送付することになります。

ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

\* [https://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/ja/forms/docs/making\\_the\\_most\\_of\\_the\\_madrid\\_system\\_mm\\_forms.pdf](https://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/ja/forms/docs/making_the_most_of_the_madrid_system_mm_forms.pdf)

【WIPO日本事務所 お問い合わせ先（日本語）】

TEL: 03-5532-5045 (マドリッド制度)

TEL: 03-5532-5030 (その他制度等)

<https://www3.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=wjo>